

委員会提出議案第 2 号

狹山市議会会議規則の一部を改正する規則

狹山市議会会議規則（昭和 4 2 年規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

狹山市議会議長 金 子 広 和 様

提出者 狹山市議会議会運営委員会

委員長 笹 本 英 輔

提案理由

議会等に係る手続のデジタル化を可能とする標準会議規則の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

別紙

狹山市議会会議規則の一部を改正する規則

狹山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第155条」を「第156条」に、「第156条」を「第157条」に、「第157条」を「第158条—第160条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条から第27条までの規定及び第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「終了をまつて」を「又は調査の終了を待つて」に改める。

第39条中「行なう」を「行う」に改める。

第40条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第43条第2項中「を終らなかつた」を「又は調査を終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第50条第4項中「当つても」を「当たつても」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第53条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第55条中「こえる」を「超える」に改める。

第58条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第59条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第62条第1項中「前条」を「第61条」に改め、同条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第63条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第64条中「又は」を「、又は」に改める。

第65条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第66条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条中「附ける」を「付ける」に改める。

第71条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第72条中「行なう」を「行う」に改める。

第75条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第75条の4第1項中「は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を

削り、同条第2項中「文書で」を削る。

第75条の5第2項中「その」の次に「意見を聴こうとする」を加える。

第87条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第89条中「行なう」を「行う」に改める。

第90条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第91条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第101条中「終った」を「終わった」に改める。

第102条中「付け」を「付」に改める。

第105条中「すべて」を「全て」に改める。

第107条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえては」を「超えては」に改める。

第108条第1項中「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第109条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第110条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第112条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第113条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第115条中「又は」を「、又は」に改める。

第116条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第117条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第119条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第121条中「附ける」を「付ける」に改める。

第122条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「認定しがたい」を「認定し難い」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第123条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第124条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第125条中「、又は」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「第31条（開票及び投票の効力）、」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第127条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第128条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第129条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第131条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第131条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第131条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第133条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第134条中「ついてはこれを」を「ついては、これを」に改める。

第135条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第136条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第140条を次のように改める。

(決定の通知)

第140条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第142条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第147条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第149条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第151条中「ことは」を「ことが」に改める。

第157条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第160条とし、第8章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第158条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当

該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第65条（答弁書の配布）、第116条（答弁書の配布）、第130条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第131条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第159条 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第72条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規

定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第7章中第156条を第157条とする。

第6章中第155条を第156条とし、第154条を第155条とする。

第153条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第154条とする。

第152条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第153条とし、第151条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第152条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。